

横浜町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、町の全ての機関における事務・事業を対象とする物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 生活介護事業所
- ④ 就労移行支援事業所
- ⑤ 就労継続支援事業所（A型・B型）

（2）障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達法の政令に基づく事業所

- ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ② 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件（以下の要件を全て満たす事業所）

- ア 障害者の雇用者数が 5 人以上
- イ 障害者の割合が従業員の 20%以上
- ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ② 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ① 食品類（弁当、オードブル等）
- ② 印刷物類（名刺、封筒、伝票等）
- ③ 農作物類（野菜、農作物加工品等）
- ④ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ① 軽作業（施設・公園等の除草・清掃作業等）
- ② クリーニング
- ③ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

(2) 調達を円滑に進めることができるよう障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに各部局へ情報提供を行うこととし、各部局はその情報に基づき障害者就労施設等から直接調達するものとする。

(3) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、共同受注窓口（※）である「青森県社会就労センター協議会」を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

※ 共同受注窓口…障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者就労施設等の作業の受注確保や製品等の販路拡大等に取り組んでいる事業者団体。

7 調達方針及び調達実績の公表

本方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

9 その他

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うこととする。

(2) この方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。